

南山城村とレイクフォレストリゾートとの
地域活性化に関する包括連携協定書

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

南山城村を甲とし、レイクフォレストリゾートを乙として、甲乙各自当事者は、南山城村における地域活性化に関する協同事業に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

平成29年12月21日

(目的)

第1条 この協定は、南山城村が進める官民一体となった地域活性化に資するため、甲、乙が相互に情報や意見の交換に努め、協同による事業活動を推進し、村民生活の充実を図る事を目指し、取り組むことが可能な事項について緊密に連携し協力する事を目的とする。

甲 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1

南山城村

村長

赤仲圓



(協同事業内容)

第2条 協同事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

乙 京都府相楽郡南山城村大字南大河原小字新林13番地
レイクフォレストリゾート

- (1) 相互所有の各種施設の積極的な利用推進に関すること。
- (2) 地産地消の推進に関すること。
- (3) 地域の安全・安心の確保に関すること。
- (4) 災害時の支援に関すること。
- (5) その他、地域社会の活性化や村民生活の向上に関すること。

総支配人

緒方久晃



(協定の変更)

第3条 甲、乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙は、協同による取り組みに当たって知り得た情報を甲、乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第5条 甲、乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。